

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成30年5月31日(2018.5.31)

【公表番号】特表2017-515812(P2017-515812A)

【公表日】平成29年6月15日(2017.6.15)

【年通号数】公開・登録公報2017-022

【出願番号】特願2016-565334(P2016-565334)

【国際特許分類】

A 6 1 K	33/06	(2006.01)
A 6 1 P	25/28	(2006.01)
A 6 1 K	9/10	(2006.01)
A 6 1 K	47/20	(2006.01)
A 6 1 K	47/18	(2006.01)
A 6 1 K	47/26	(2006.01)
A 6 1 K	47/36	(2006.01)
A 6 1 K	47/04	(2006.01)
C 0 1 F	7/02	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	33/06
A 6 1 P	25/28
A 6 1 K	9/10
A 6 1 K	47/20
A 6 1 K	47/18
A 6 1 K	47/26
A 6 1 K	47/36
A 6 1 K	47/04
C 0 1 F	7/02

Z N A Z

【手続補正書】

【提出日】平成30年4月10日(2018.4.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

アルミニウム塩を有効成分として含む、アミロイド沈着と関係する認知症、好ましくはアルツハイマー病(AD)の処置または予防用医薬組成物。

【請求項2】

アルミニウム塩が一般式 $M_e^{+} A_1^{3+} A_n^{c-} \cdot nH_2O$ を有し、ここで M_e^{+} は Na^{+} 、 K^{+} 、 Li^{+} 、 Rb^{+} 、 Cs^{+} または NH_4^{+} であり； A_n は PO_4^{3-} 、 SO_4^{2-} 、 $O(OH)^{3-}$ 、 O_2^- または OH^- であり； a は 0、1、2 または 3 であり； b は 1 または 2 であり； c は 1、2、3、4、5 または 6 であり； n は 0 ~ 48 である、

請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

アルミニウム塩が水酸化アルミニウム、オキシ水酸化アルミニウム、リン酸アルミニウムまたは硫酸アルミニウムから選択される、請求項1または2に記載の医薬組成物。

【請求項4】

单一有効成分としてアルミニウム塩、特にオキシ水酸化アルミニウムを含む、請求項1～3のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項5】

アルミニウム塩がオキシ水酸化アルミニウム懸濁液、好ましくは欧洲薬局方グレードオキシ水酸化アルミニウム(モノグラフ1664)、特にAlhydrogelである、請求項1～4のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項6】

アルミニウム塩、好ましくはオキシ水酸化アルミニウムを、AD患者に少なくとも1.2mg、好ましくは少なくとも1.5mg、特に少なくとも1.8mg(Al₂O₃として示す)の量で投与する、請求項1～5のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項7】

アルミニウム塩、好ましくはオキシ水酸化アルミニウムを、AD患者に1.2mg～5.0mgの量、好ましくは1.5～3.0mg、特に1.5～2.5mg(Al₂O₃として示す)の量で投与する、請求項1～6のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項8】

アルミニウム塩、好ましくはオキシ水酸化アルミニウムを、AD患者に1.6mg～2.5mg、好ましくは1.8～2.2mg、特に1.9～2.0mg(Al₂O₃として示す)の量で投与する、請求項1～7のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項9】

アルミニウム塩、好ましくはオキシ水酸化アルミニウムが、1以上の安定性成分、特にチオメルサール、界面活性剤、抗酸化剤、一価または二価金属イオン用錯化剤、特にエチレンジアミン四酢酸(EDTA)、糖、糖アルコール、グリセロールおよび/または緩衝物質、特にTRISまたはリン酸緩衝物質をさらに含む、請求項1～8のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項10】

アルミニウム塩、好ましくはオキシ水酸化アルミニウムを、4～10、好ましくは5～9、より好ましくは6～8、特に7.0～7.5のpHの懸濁液を用いて、患者に投与する、請求項1～9のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項11】

アルミニウム塩、好ましくはオキシ水酸化アルミニウムを、AD患者に皮下、筋内、皮内または筋肉内投与、特に皮下投与する、請求項1～10のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項12】

アルミニウム塩、好ましくはオキシ水酸化アルミニウムを、AD患者に少なくとも月に1回、少なくとも2ヶ月投与する、請求項1～11のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項13】

アルミニウム塩、好ましくはオキシ水酸化アルミニウムを、AD患者に少なくとも月に1回、少なくとも6ヶ月投与する、請求項1～12のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項14】

アルミニウム塩、好ましくはオキシ水酸化アルミニウムを、AD患者に少なくとも月に2回、少なくとも6ヶ月、好ましくは少なくとも12ヶ月、特に少なくとも24ヶ月投与する、請求項1～13のいずれかに記載の医薬組成物。

【請求項15】

アルミニウム塩、好ましくはオキシ水酸化アルミニウムを、AD患者に注射デバイス、特にシリンジにより投与し、シリンジの適用容積が0.1～10ml、好ましくは0.2～5ml、特に0.4～3mlである、請求項1～14のいずれかに記載の医薬組成物。